

## パームシルク利用規約

パームシルク（以下、「甲」という）は、その提供するペットシッター並びにドッグトレーニングサービス（以下、「本サービス」といいます）の利用規約（以下、「本規約」といいます）を以下の通り定めます。

本サービス利用者（以下、「乙」という）は、本サービスを利用するにあたり、本規約の全てに同意していただくことになります。

### 第1条（規約の範囲）

本規約は、本サービスの利用に関し、甲及び乙に適用されるものとします。

### 第2条（申告情報）

1. 本サービス利用に当たって、乙は甲に対し、乙及び乙の所有するペットに関する正確な情報（ワクチン接種情報や年齢、健康状態その他甲が定める情報）を提供するものとし、乙が提供した情報が真実と異なっていた場合、乙は本規約に定める不利益を被ることにつき了承するものとします。
2. 本サービス利用に当たって乙が提供した乙及び乙の所有するペットに関する情報が真実と異なっていることが判明した場合、甲は、直ちに本サービスの提供を拒否する権利を有し、また、真実と異なる情報に起因して甲または第三者に損害が発生した場合（他のペットへの伝染性疾患の伝播または咬傷事故、甲施設または甲店舗の一時閉鎖を要する伝染性疾患の蔓延等を含むがこれらに限らない）、乙は甲及び損害を被った第三者に対し、その損害を全額賠償するものとします。
3. 真実と異なる情報に基づいて本サービスを提供した結果、本サービスを利用した乙の所有するペットの健康状態が悪化し、もしくは死亡した場合、乙は甲を一切の責任から免責するものとします。

### 第3条 (サービス利用条件等)

1. 甲は、次の各号に該当するペットに対しては、本サービスの提供を拒否する権利を有します。
  - ① 乙の所有でないペット
  - ② 商品として扱っているペット
  - ③ 商品として扱う予定、もしくは可能性があるペット
  - ④ 出生後、最低2回の混合ワクチンを未接種の犬
  - ⑤ サービス終了日から起算して過12ヶ月の間に、混合ワクチン並びに狂犬病ワクチンを未接種もしくは各抗体検査結果未提出の犬
  - ⑥ サービス終了日から起算して過12ヶ月の間に、混合ワクチンを未接種もしくは抗体検査結果未提出の猫
  - ⑦ 指定薬(獣医師処方薬)の蚤・ダニ予防を行っていない犬猫
  - ⑧ フィラリア予防措置を行っていない犬
  - ⑨ 相応の理由なく鑑札がない犬
  - ⑩ 発情期(犬の場合生理開始日より4週間以内)並びに発情期の猫
  - ⑪ 生後3ヶ月未満、または満10歳以上の犬猫
  - ⑫ 過去に咬傷事故を起こしたことのある犬猫
  - ⑬ 現在、動物病院等で治療中、または動物病院等に通院中の犬猫
  - ⑭ 感染症が疑われる犬猫
  - ⑮ 著しく不潔、粗暴、老齢、体調不良等で本サービスの提供が困難な犬猫
  - ⑯ その他甲が本サービス提供に適さないと判断した場合
2. 乙は、本サービスの利用に際し、下記のことを提示及び画像撮影するものとします。
  - ① 乙の現住所を確認できる免許証等の顔写真付身分証明書  
(顔写真付身分証明書を保有しない場合には、甲が認める他の身分証明書とします。)(初回のみ)
  - ② ワクチン\*1及び狂犬病の予防接種済証、またはサービスをご利用最終日から1年内の抗体価検査で、コアワクチンの抗体価が上がっている検査表  
(\*1:犬の混合ワクチンは5種以上、猫は3種以上の接種とする。)
3. 乙は、本サービスの利用に際し、下記を遵守するものとします。
  - ① 乙は、各乙の所有するペットの本サービス初回利用時面会し、カウンセリングを受けるものとします。初回カウンセリングを受けていない場合、サービス提供をお断りする場合があります。また、初回カウンセリングの結果、甲が本サービスの提供が困難または本サービス提供に適さないと判断した場合、甲は本サービスの提供を拒否する権利を有します。
  - ② 本サービスを受けるのに必要な物(食事、衛生用品その他乙及び乙の所有するペットが本サービスの提供を受けるために合理的に必要な物)は、乙が甲の指示に従いサービス開始前に十分な量を準備するものとします。

#### 第4条（料金、時間等）

1. 本サービスは完全予約制とします。
2. 本サービスのご利用料金は、サービス開始からサービス終了までの時間単位の料金とします。
3. サービス開始時間は、お預かりの場合は甲が乙から乙の所有するペットを預かった時間、乙宅訪問の場合は甲が乙宅を訪問した時間とします。
4. サービス終了時間は、お預かりの場合は、甲が乙へ乙の所有するペットを引き渡した時間、乙宅訪問の場合は甲が乙宅を退出した時間とします。
5. 本サービスの料金単価、予約方法その他本サービスの利用に関する必要事項は、甲のホームページで定めているものに従うものとします。支払方法は現金前払いのみとします。
6. 乙は、引き取りまたは帰宅が予め定めたサービス終了時間に遅れる場合は甲に事前に連絡するものとします。その場合、乙は甲が規定する所定の延長料を負担するものとします。
7. 乙が延長を希望する場合、甲施設の混雑状況や予定によっては本サービスの延長をお断りする場合があります。

#### 第5条（キャンセル料金）

1. 本契約後は、キャンセル理由に関わらず、いかなる場合もキャンセル料が発生するものとします。
2. 契約後にキャンセルする場合、キャンセル料は、サービス開始日の2日前の21時までが見積り金額の20%、サービス開始日前日の21時までが見積り金額の50%、サービス開始日前日の21時を過ぎると（当日も含む）見積り金額の100%とします。
3. サービス開始日以降、乙の都合により本サービス期間が予定より短縮された場合は、後日程分は全て当日キャンセル扱いとします。
4. サービス開始日2日前の21時までに本サービス提供のために必要な所定の手続きが完了していない場合、甲の判断により予約をキャンセル扱いとする場合があります。その場合、第2項に定めるキャンセル料が発生します。なお、この場合、乙が本サービスの提供を受けるためには再度予約が必要となります。

#### 第6条（緊急時の対応）

1. 本サービス提供中、乙の所有するペットに異常が発見されたり、体調不良となったりした場合、甲は、乙または乙から事前に申告を受けた乙緊急連絡先（なお、乙が甲に申告する緊急連絡先は、乙の所有するペットの宿泊期間中、常時国内に居住・滞在する成人で、甲からの連絡に基づき甲登録の預かり場所に速やかにお迎えに来て頂ける方に限るものとします。）に連絡の後、適宜の措置を取るものとします。但し、緊急を要する場合や、乙・乙緊急連絡先のどちらにも連絡が取れない場合（以下、「緊急時」といいます）は、甲の判断で適宜の対応を行うものとし、かかる緊急時の対応に関して甲は一切の責任から免責されるものとします。
2. 前項に定める緊急時の獣医師診療費、薬品代、葬祭費用等その他対応に要した一切の費用は乙の負担とします。

## 第7条（乙の責任）

本サービス提供中、乙の所有するペットがその直接の行為により甲または第三者の資産を破損または汚損した場合、甲または第三者もしくはこれら名義の動物に危害（事故・疾患のいずれをも含みます）を加えた場合、乙は、当該乙の所有するペットの行為についての乙の帰責性の有無にかかわらず甲または第三者の損害を全額賠償するものとします。

## 第8条（甲の責任）

1. 本サービス提供中及びサービス提供終了後 48 時間以内に乙の所有するペットの健康状態に異変が認められた場合であって、かかる異変の発覚後 24 時間以内に乙の所有するペットが獣医の診察を受けかつその異変の原因について当該獣医師と甲が指定する獣医師が本サービスに起因するものであると客観的根拠を示して認定した場合（但し、本サービスの提供が関係した場合であっても、持病、特異体質、天災等不可抗力が寄与した場合は除きます。）、甲は、当該獣医師による乙の所有するペットの異変が本サービスに起因するものである旨記載された診断書に基づき、(1) 本サービスご利用代金、(2) 当該診察代金、(3) その他治療に要した合理的な費用を乙に返金致します。
2. 本サービス提供中及びサービス提供終了後 48 時間以内に乙の所有するペットが死亡した場合であって、死亡後 24 時間以内に乙の所有するペットの遺体が獣医師に持ち込まれ、かつその死亡原因について当該獣医師と甲が指定する獣医師が本サービスに起因するものであると客観的根拠を示して認定した場合（但し、本サービスの提供が関係した場合であっても、持病、特異体質、天災等不可抗力が寄与した場合は除きます。）、甲は、当該獣医師による乙の所有するペットの死亡原因が本サービスに起因するものである旨記載された死亡診断書に基づき、(1) 本サービスご利用代金、(2) 当該獣医師による合理的な診察料金、(3) 乙の所有するペットの販売代金または甲の算定する販売代金相当額を乙に全額返金致します。

## 第9条（乙の承知事項）

1. 天候や緊急事態の発生などの理由により、やむを得ず甲がサービス提供を中止することがあります。その場合、乙が被った損害に関して甲は何らの責任も負わないものとします。
2. 本サービス中、猫は屋外に出さないものとします。
3. 甲は、事前に乙に通知したうえで、本サービスを提供した乙の所有するペットの画像を甲のホームページ等に掲載することがあります。乙は、これを拒否できるものとしますが、その場合、甲から掲載意向の通知を受けた後速やかにその旨を甲へ伝えるものとし、当該通知後 3 日以内に乙から拒否の連絡がない場合、乙は掲載について承諾したものとみなします。なお、甲は乙の所有するペットの画像をホームページ等に掲載する際、個人情報乙の了承の範囲以外一切載せないものとする。
4. 甲は、乙の所有するペットの安全確保その他合理的な事由がある場合、取り決めたサービス内容の全部または一部を実施しないことがあります。なお、この場合でも、ご利用料金は変更しません。

## 第 10 条 (乙の禁止事項)

1. 乙は以下の行為をしないものとする。
  - ① 虚偽の情報を登録する行為。
  - ② 甲、ならびに第三者の著作権、肖像権、その他知的所有権を侵害する行為。
  - ③ 甲、ならびに第三者の財産、プライバシーその他一切の権利を侵害する行為。
  - ④ 甲、ならびに第三者を誹謗中傷する行為。
  - ⑤ その他一切の法令に違反する行為、またはその虞のある行為。
  - ⑥ 犯罪的行為に結びつく行為。
  - ⑦ 公序良俗に反する行為。
  - ⑧ ストーカー行為その他の態様の如何を問わず、甲、ならびに他の会員を含む第三者に対して嫌がらせをする行為（本サービス提供に必要な範囲を超えた連絡及び明示的な連絡拒否に反した連絡をする行為を含みます。）。
  - ⑨ 反社会的活動に関する行為。
  - ⑩ 他の会員に対する他サービスおよびサイトへの勧誘または募集行為。
  - ⑪ 甲または甲を通じて入手した情報を、複製、販売、出版その他本サービスの提供を受ける目的の範囲を超えて使用する行為。
  - ⑫ 甲の運営を妨げ、あるいは甲または甲の信用を毀損するような行為、またはその虞のある行為。
  - ⑬ 本サービスの範囲を超える役務提供を強要する行為
  - ⑭ コンピュータ・ウイルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信する行為。
  - ⑮ 本サービスに関し利用しえる情報を改ざんする行為。
  - ⑯ 本利用規約に違反する行為。
2. 乙が前項に違反した場合、甲は何らの通知・催告を要することなく本サービス提供を中止し、乙の登録を抹消することができるものとします。また、乙が前項に違反したことにより甲または甲が損害を被ったときは、乙はその損害を賠償する責を負います。

## 第 11 条 (リンク)

1. 本サービスに関連して甲が開設するホームページ上に甲以外の第三者が開設するウェブサイト(以下「他サイト」といいます)へのリンクが張られている場合、当該事実は、甲が他サイトの利用、掲載内容等を推奨することを意味するものではなく、また、別段の明記がない限り、他サイトまたはその運営者と甲との間に何ら提携関係等特段の関係があることを意味するものではありません。
2. 他サイトは、それぞれ甲とは異なる他サイトの運営者の責任において管理運営されており、従って、乙は他サイトの利用にあたっては他サイトの利用条件に従うものとします。甲は、他サイトの内容につき何ら保証するものではなく、またその利用に伴う一切の損害について責任を負いません。
3. 乙が、乙の運営する他サイトから甲が開設するホームページへリンクを張ったことにより損害を被ったとしても、甲は一切責任を負いません。

## 第 12 条（免責等）

1. 第 8 条に定める場合以外に甲及び本サービスに責任があると客観的根拠を示し認定した場合を除き、不可抗力等による物品の損害及びいかなる場合においても生体への賠償（病気、怪我、事故、脱走、死亡など生体に関わる全ての事柄）、慰謝料等について乙は何らの異議も申し立てることはできないものとします。
2. 第 8 条に定める場合に同条に定める金額の範囲内で責任を負う他には、甲は、乙または乙の所有するペットに対して発生した損害の一切の責任を負わないものとします。
3. サービス終了予定時刻を過ぎても、事前の連絡なしに乙が乙の所有するペットを引き取らない場合、もしくは帰宅しない場合（事前の連絡があったものの甲が延長をお断りした場合を含むものとします。）、甲は、サービス終了予定時刻の経過後、乙の所有するペットについて一切の責任を負わないものとします。また、この場合、乙は、甲が規定する所定の延長料の 110%に相当する金員並びに乙の所有するペットの安全確保と生命維持のために甲が施した世話に係る費用相当額を支払うものとします。
4. 前項の場合において、お預かりの場合、サービス終了日から 1 週間を過ぎても連絡がない場合、乙は飼い主としての権利を放棄したものとみなし、当該乙の所有するペットの所有権は甲にあるものとし、乙は以後の当該乙の所有するペットの処遇について何らの異議も申し立てることはできないものとします。この場合、乙は、前項に定める金員に加え、当該乙の所有するペットの以後の世話に要する費用として、当該乙の所有するペットの販売代金または甲の算定する販売代金相当額を支払うものとします。

## 第 13 条（利用契約の終了）

利用契約は、次の各号の場合に終了するものとする。

1. 乙が甲所定の手続に従って、削除申請をした場合。
2. 申告された連絡先への架電等によっても乙と速やかに連絡をとることができない場合、または乙が死亡した場合。
3. 乙が本利用規約その他本サービスの提供に関し甲が定める規則等（甲のホームページに記載した料金その他本サービスの提供に関する一切の内容を含め、総称して以下、本規約等）といひます）に違反し、甲が乙の登録を抹消した場合。
4. 甲が、本サービスに係る事業を終了した場合。なお、この場合、甲は事業終了の 3 ヶ月前までに乙に事業終了の旨を通知するものとします。

## 第 14 条（本規約等の変更等）

1. 甲は乙の承諾なく、また乙に対して何らの責任を負うことなく、乙に追加若しくは変更または補充の内容及び時期を周知することにより、本規約等を追加若しくは変更し、または本規約等を補充する規約（以下「補充規約」といひます）を定めることができるものとします。
2. 変更後の本規約等及び補充規約は、甲が別途定める場合を除き、本サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。
3. 乙が、本規約等の追加または変更の効力が生じた後に、各サービスを利用する場合には、追加または変更後の本規約等の全ての記載内容に同意したものとみなし、当該追加または変更により乙に生じた損害について、甲は一切責任を負わないものとします。

第 15 条 （管轄裁判所）

本規約等に関する訴訟は、那覇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 16 条 （誠実協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決します。

以上

2017 年 10 月 1 日制定

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

氏名または名称	宮 城 直 子
事業所の名称	パームシルク
事業所の所在地	沖縄県宜野湾市嘉数 3-30-18
動物取扱業の種別	訓 練
動物取扱責任者	宮城直子・宮城忠司
登録番号	沖動訓 第 490 号
登録年月日	平成 19 年 7 月 23 日
登録更新の年月日	平成 29 年 7 月 23 日
有効期間の末日	平成 34 年 7 月 22 日
動物取扱責任者	宮城直子
動物取扱業の種別	保 管
登録番号	沖動保 第 958 号
登録年月日	平成 29 年 7 月 7 日
有効期間の末日	平成 34 年 7 月 6 日